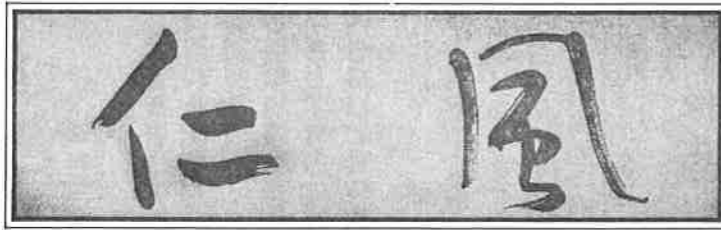


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



編集協力 MDC2006
03 (3981) 2421

「おもてなし度」を評価
経済産業省が認証制度

経済産業省は、外国人観光客を対象にした飲食店やホテルなどのサービス業の「おもてなし」の水準を認証する制度を2016年にも導入する。2020年の東京オリンピックに向け、来日外国人に「日本のおもてなし」をアピールする狙いだ。

認証制度では外国人向けの接客の質が高い店舗や宿泊施設に専用の認証マークを交付する。店舗や宿泊施設で使える言語やクレジットカード決済の可否などの項目を審査する。具体的には店頭での案内表記が3カ国語以上だったり、外国語で説明できるスタッフが常駐している場合に高く評価する。一定の水準を満たせば、認証マークを掲示し、外国人観光客が一目で分かるようにする。

日本のサービス業は丁寧な接客が外国人から高く評価されているが、認証制度の導入でサービス産業全体のレベルアップにつながると期待されている。

最低賃金、平均で18円上げ
4年連続で2ケタの引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2015年度の最低賃金を全国平均で18円引き上げ、現行の780円から798円とする目安を定めた。2ケタの引き上げは4年連続となる。経済の好循環に

向け、非正規雇用を含む賃金の底上げを求めた政府の意向を反映した格好だ。

目安を参考に、各都道府県が10月をめどに新しい最低賃金を決める。所得や物価などの指数をベースにAからDのランクに分け、東京、神奈川などAは19円(前年度目安19円)、埼玉、京都などBは18円(同15円)、北海道、福岡などCは16円(同14円)、青森などDも16円(同13円)と底上げを求めた。

地域別の最低賃金時間額の状況(厚労省HP)
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyouku-Roudoujoukenseisakuka/0000095385.pdf

戦略説明会に内定者招く
現状と目標を知らせる

転職支援のB社は、社内の戦略説明会に同社に内定している学生を招いた。会議は全社員が参加して会社の現状と次期目標などが発表された。説明会は、これまで社外に公開していなかったが、内定者に会社の現状と目標を知ってもらう良い機会と判断した。

内定者が全員同社に就職するとは限らず、辞退者が出る可能性は否定できないが、性善説に立って学生を信頼することにした。これにより企業側の信頼も深まれば内定者の他社への流出を防ぐ効果もある。

30歳未満の子や孫への教育資金の贈与が、贈与を受ける側1人当たり1500万円まで非課税になる優遇制度。高齢者世代が保有する資産を若年世代へ移転し、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援、これにより経済を活性化することが目的。非課税で贈与して資産を減らしておけば、相続税負担の軽減にもつながる。
対象となる教育資金には、学校の授業料や入学費、学用品代などが含まれる。金融機関に子や孫の名義の教育資金口座を開設する手続きが必要。教育費の払い出しには領収書が必要となる。
大手信託銀行によると、2013年4月の制度開始以来、累計の贈与額は1兆円を突破している。

教育資金贈与の非課税制度



誌上ギャラリー

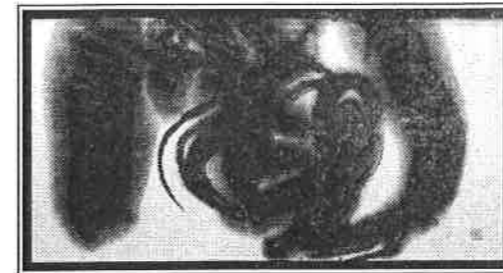
「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株エピック社刊)より



松嶋 楠城

昭12.5~平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査会員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

2015「巳歳の会」書展
平成27年9月22日(火)~9月27日(日)
東京 銀座画廊・美術館(七階)



柴山 抱海

昭16 鳥取県生
在鳥取市青谷町
(助)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

P78 82「秋風あるいてもあるいても」

(作評)
歩を進めても遅々として進まないことばかり。これでもかこれでもかと思いつつすすめることのもどかしさ。もう、ここまでかと思う葛藤。さらりと書いて深いのです。

「聞」

(説明)
中国展でも制作のあった「聞」であるが、中国展のそれは、濃墨で骨太くずしりと書かれていた。今回は、滲み作品であり、広がりや重なりを重視した作品となっている。
この書展は、会派を超えた巳年生れの書道家77人の作品が一堂に会している。

さきづけ・あとづけ 『敬老・複雑・知己』 Vol.XIII (seq.152)

平成27年10月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○9月は、大変な台風被害が関東、東北で発生しました。台風が一度に二つ来て大変なことになりました。今年、その前に九州とかがひどいと思っていましたが、各地のものすごい被害に言葉もありません。さて、9月の連休は、「シルバーウィーク」。こんな長い休みとなるのは、この次は11年後となるそうです。秋は、落ち着いた季節ですから、しっとりとしたネーミングという気がします。「敬老」人口も増え、65歳以上も25%を超えました。年寄りも元気でいなくてはなりません。「シルバー」の次は「プラチナ」という人もおられます。この季節、気持ちは、一つでもいいから爽やかなものがあればと思います。
○9月の月末から10月の初めにかけて調査立会案件がありますが、毎月の法人の申告事務を消化しながら、なんとか迷惑をかけないようにしたいと思っております。10月には、マイナンバーの通知が行われることになっていますので、これも、個別事情を見ながら対応していければと思っております。また、消費税の軽減税率の導入には、いろいろな案が出され、マイナンバーの活用策も登場しましたが、ご案内のとおり、運用面の複雑さなどの意見が出され、さらに検討をされているところ。10月は、地方税の変更となるものがありますので、解散や事業年度変更などのある場合には、気をつけなければなりません。税制も、納税者のニーズを汲めば汲むほど複雑になりますし、課税庁は、適正な運用のための確認事務が増えて大変となります。めまぐるしい変化の中で課税庁も税理士も納税者も税制を理解していくのに一層苦労するようになります。
○ところで、顧問先に学友会OBの集まりの「人格のない社団」があり、毎年、勉強会に招請され、役員の方に説明する機会があります。組合と法人そして会社法上の会社そして法人税法上の法人と段階的に、それぞれの法律の分類を説明していくのですが、最終的には、私的自治の問題と税法の線引きが拮抗しますので、その辺のところに疑問が集中します。また、会計処理と税務上の処理を説明する過程の中で、課税になれば、そこで意見を求められます。すなわち、私法上は有効でも、税務においては、課税が発生するケースがありますが、権利の移転があれば当然所得が発生するわけですから、それをきちんと理解してもらうようにしています。それにしても、人様に聞いていただけるほどの実力が無いので、何事においても平易に説明することが一番難しいのだと痛感します。
○さて、9月中旬には、千葉県在住の国税OBの税理士の会のゴルフ「税理士桜友会千葉県ブロック」が計画されましたので、参加希望していましたが、あいにくの天気で中止となりました。足腰も弱くなり、自分もこれからどれだけ参加できるかを考えると、少しでも参加できそうな時には参加したいという思いが強くなりました。当日は、一日中雨予報の中、ゴルフ場には、参加予定40名の6割くらいの方が来ていましたが、検討の末、後日実施ということとなりました。あの人誰だろうと思った小池 章さん、飯田さん、瀬尾さん、佐野さん、山岡さんなど、少しだけ話できました。そして、あの雨の中、大会は中止となってもプレーした人もいました。幹事の北村先生、入佐先生には、また、お世話かけます。
○9月初旬には、原宿の株式会社ジムの会長で渋谷優法会の会長でもある八木原さんが理事長をされている日本メンズファッション協会主催のグッドエイジャー賞の発表会があり渋谷の道玄坂の堀内社長と一緒に会場でもいました。いろいろなジャンルの方が選ばれており、受賞者の抱負とちょっとした間合いに、会場もいい雰囲気でした。受賞者は、元プロボクサーの具志堅用高さん、ものまねのコロッケさん、歌手のジュディ・オングさん、書道家の金澤蘭鳳さんとあと一方、具志堅さんは、「ボクシングは、一番痛いのスポーツなんだよね。だから、打たれると痛いからその前に打ちちゃうんだよね。」には、会場も具志堅らしくにドツと来ました。コロッケさんは、モノマネしなくてもそこにだけ笑いが出してしまう雰囲気。渋谷のり子さんの「どうしてまじめにやらないのっ!」の一言に爆笑。また、歌手のジュディ・オングさんは、大震災で台湾から受けた支援への恩返しのために歌った曲と大ヒット曲「魅せられて」を披露されましたが、台湾語の曲は、舌をかまないよう一週間ほど発声練習をしたとか。書道家の金澤蘭鳳さんは、娘さんの自立を考え書道を教えたこと。各々、小さなコメントの中に詰まった深いものを感じました。
皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)

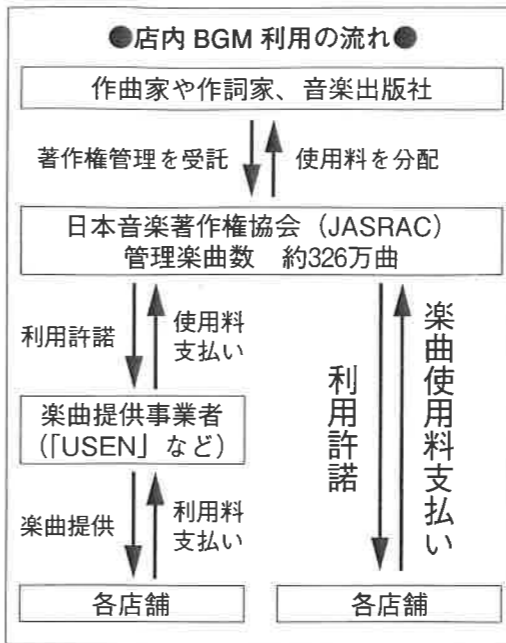


# 店舗内のBGMと著作権 著作権使用料を巡る問題 —営業行為の一環に該当

日本音楽著作権協会（JASRAC）は、飲食店や美容室などが著作権使用料を支払わずにBGMの音楽を流す行為は認められないとして、15都道府県の171業者、258施設に対し、使用料の支払いなどを求める民事調停を簡易裁判所に申し立てました。自分が購入したCDをBGMとして自由に利用することはいけないのでしょうか。そこで今回は店内BGMと著作権について考えてみます。

著作権法では、個人や家庭内だけで楽曲を利用する場合、使用料を支払う必要はありません。しかし、店舗内のBGMは、私的利用の範囲を超え、「営業行為の一環」に該当するた

め、使用料を支払う必要があります。店舗の雰囲気作りや顧客へのサービスのために利用しているからです。著作権法では音楽などの著作物について、作曲家などの著作権者に「上演・演奏権」を認めています。店舗での音楽再生は、この演奏権の対象になり、営利目的の使用では、別に著作権使用料を支払う必要があります。利用者が払った著作権の使用料は、著作者に分配されます。つまり、音楽を作り出す人の大事な収入源となるのです。



またJASRACの楽曲管理は、法改正後の2002年には有線放送事業者からまとめて徴収するケースが9割を占めていましたが、12年には6割弱にまで下落。CDの普及やネット経由で音楽のダウンロードなどで有線放送の利用が低下したため、思うように徴収できなくなりました。さらに、携帯音楽プレーヤーやパソコン、スマートフォンなど、自分

BGMとして市販のCDをかけた場合には、著作権者の許可を得なければなりません。著作権者とは、CDに入っている曲の作詞家や作曲家のことです。ただ、著作者に許可を得るのは大変面倒なので、実際は音楽著作物の場合、たいていJASRACに管理が委託されています。そのため、著作権者に直接連絡しなくても、JASRACを通じて手続をすることで、著作権の問題についてはクリアすることができます。

CDや録音テープなどは、かつてはデイスコやライブハウスなどの音楽を活用する施設を除いて、BGMとして自由に使うことができませんでした。それが1999年の著作権法改正で、それまでレコードやCDなどをBGMに使っても使用料の支払いを免れてきた飲食店などからも徴収できるようになりました。

またJASRACの楽曲管理は、法改正後の2002年には有線放送事業者からまとめて徴収するケースが9割を占めていましたが、12年には6割弱にまで下落。CDの普及やネット経由で音楽のダウンロードなどで有線放送の利用が低下したため、思うように徴収できなくなりました。さらに、携帯音楽プレーヤーやパソコン、スマートフォンなど、自分

の好みの曲を自由に並べ替えて楽しめるデジタル機器が多様化したことで、音楽プレーヤーを店のスピーカーにつないでBGMとして流す店舗もあるようです。こうしたことから、JASRACは事業者（店舗）ごとに新たな契約を結んで、著作権使用料の徴収を強化しています。料金は、何曲かたかではなく店舗面積によって年額6千〜5万円（税抜き）です。

■著作権使用料が必要ないBGM■  
テレビやラジオなどから流れてくる音楽をBGMとして利用する場合は必要ありません。テレビやラジオの家庭用受信機器の場合は、特例として著作権料の支払いは免除されています。また有線放送は、有線放送の契約料金の中に著作権の使用料が含まれているので、別に支払う必要がありません。

福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所や工場等での主として従業員のみを対象とした利用は原則、使用料が免除されています。音楽CDの場合でも、著作権フリーのCDが販売されています。普通の音楽CDよりも割高ですが、店舗などで流しても追加の料金を支払う必要はありません。



# ■マル経融資 小規模事業者経営改善 資金融資制度の概要

大企業と比べて中小企業は資金調達面で不利な立場にあることから、国はさまざまな融資支援策を実施しています。そして中小企業支援策の中には、小規模事業者を対象としたものがあります。今回はこの中から小規模事業者経営改善資金融資制度（通称・マル経融資）の概要について紹介します。

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者を支援するため、経営指導と金融を一体化し、商工会議所が推薦することにより、

無担保・保証人不要で低金利の融資が受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。

小規模事業者が検討する融資には、他に信用保証協会による融資がありますが、保証協会の場合は、利息と別に信用保証料を支払う必要があります。しかし、日本政策金融公庫による融資の場合には保証料がかからず、このマル経融資はその点も魅力のひとつといえます。

融資限度額	2,000万円
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）
資金用途	（運転資金） 仕入資金、掛金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払い、諸経費等の支払いなど （設備資金） 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備等の購入など
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
利率	1.25%（27年8月現在） （融資利率は金融情勢により変わることがあります。）

- 【融資限度額】  
2000万円（1500万円超の場合、事業計画書の提出が必要）
- 【資金用途】  
・運転資金：仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど  
・設備資金：工場・店舗の改装資金、

車両購入、機械設備の購入など  
【利率】  
1・25%（平成27年8月現在）  
融資利率は金融情勢により変わることがあります。詳細はお問合せください。また自治体によっては、利息の一部を補助する制度を設けているところがあります。

- 【返済期間】  
・運転資金：7年以内  
・設備資金：10年以内
- 【担保・保証人】  
不要（保証協会の保証も不要）

【対象】  
次のすべての要件を満たす方  
・常時使用する従業員の数が商業・サービス業では5人以下（宿泊業・娯楽業は除く）、製造業その他では20人以下の法人・個人事業主。いずれの業種も法人役員、家族従業員、パート、アルバイトは除きます。

- ・商工会議所・商工会の経営指導員による経営、金融指導を原則6ヶ月以上受けて事業改善に取り組んでいる
- ・最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
- 【融資に必要な主な書類】

- （法人の場合）  
・前期・前々期の決算書及び確定申告書  
・決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表  
・法人税、事業税、法人住民税及び源泉税の領収書または納税証明書  
・履歴事項全部証明書  
・見積書・契約書等（設備資金の場合）  
・借入金がある場合は返済表（個人名義を含む）  
・不動産がある場合は不動産全部事項証明書  
（個人事業主の場合）  
・前年・前々年の決算書（または収支内訳書）及び確定申告書  
・決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表  
・所得税、事業税、住民税及び源泉税の領収書または納税証明書  
・見積書・契約書等（設備資金の場合）  
・借入金がある場合は返済表
- 【利用・問い合わせ】  
・主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・詳細は日本商工会議所HP  
<http://www.jcic.or.jp/sme/marukei/index.html>

# 平成27年度税制改正にみる 国境を越えた役務の提供に対する 消費税制度の見直し

近年、インターネットを通じた電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の役務の提供を受ける取引が急速に拡大しています。

このような取引に係る消費税について、従前の消費税制度では、国内事業者が役務の提供を行う場合には課税される一方、国外事業者の場合には課税されず、国内外の事業者間の競争条件にひずみが生じていました。

そこで、平成27年度税制改正において、競争条件の公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務の提供に対する消費税制度の見直しが行われました。

## ■改正の背景

消費税は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」について課税されますが、これまでの制度では、その役務の提供について、国内取引かどうかの判定は「提供者の事務所等の所在地」により判定することとされてきました。

そのため、近年急速に市場規模が拡大しているインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信等

の役務の提供について、国内事業者によって行われた場合は消費税が課税されますが、国外事業者によって国境を越えて行われた場合には国外取引として消費税の課税対象外となっていました。

例えば、同じ電子書籍を販売した場合、海外の事業者は日本の消費税がかからずに販売できる一方、国内の事業者は消費税を上乗せして販売する必要があり、同じ役務提供にもかかわらず、提供者の違いによって

最終的な税負担に差異が生じていることから、国内・国外事業者間の競争条件の是正が求められていました。

## 改正の主なポイント

### ■内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの内外判定基準が、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」から、「役務の提供を受ける者の住所等」（個人の場合には住所または居所、法人の場合には本店または主たる事務所の所在地をいいます）に改正されました。

また、今回の改正により新たに消費税法に定義された「電気通信利用役務の提供」は、以下のようなものが該当するとされています。



- ◇ インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェアの配信
- ◇ 顧客にクラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- ◇ 顧客にクラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- ◇ インターネット等を通じた広告の配信・掲載
- ◇ インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス
- ◇ インターネット上でゲームソフト等を利用する場所を利用させるサービス
- ◇ インターネットを介して行う宿泊予約・飲食店予約サイト
- ◇ インターネットを介して行う英会話教室

## ■課税方式の見直し

電気通信利用役務の提供について、その役務提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け電気通信利用役務の提供」および「消費者向け電気通信利用役務の提供」のいずれかに該当するかによって、以下のように課税方式の見直しが行われました。

### ①事業者向け電気通信利用役務の提供

#### (リバースチャージ方式)

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の提供に係る取引条件等から、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなるものを「事業者向け電気通信利用役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換することとされました。これを「リバースチャージ方式」といいます。

国内において事業者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者は、あらかじめ、その役務の提供を受ける事業者が消費税を納める義務がある旨を表示しなければなりません。

なお、事業者の事務負担に配慮する観点から、当該課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、リバースチャージ方式とほぼ同額の仕入控除額が計上されることも踏まえ、当分の間の経過措置として、その当該課税期間において行った当該役務の提供に係る仕入れはなかったものとされ、申告対象から除外されます。また、簡易課税制度が適用される事業者についても当分の間、申告対象から除外されます。

### ②消費者向け電気通信利用役務の提供

#### (国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものを「消費者向け電気通信利用役務の提供」と位置付け、その国外事業者が消費税の納税義務者となります。

消費者向け電気通信利用役務の提供は、以下のようなものが該当するとされています。

◇ 広く消費者を対象に提供されている電子書籍・音楽・映像の配信等

◇ ホームページ等で事業者を対象に販売することとしているものである

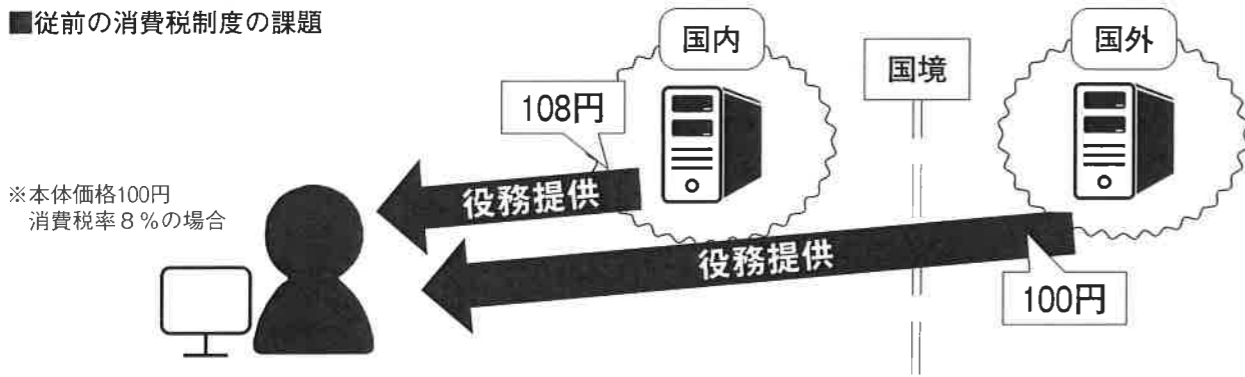
◇ 事業者以外からの申込みが行われた場合に、その申込みを事実上制限できないもの

この消費者向け電気通信利用役務の提供には、専ら消費者向けのもののほかに、明らかに事業者向けとはいえないものも含まれていることに注意が必要です。

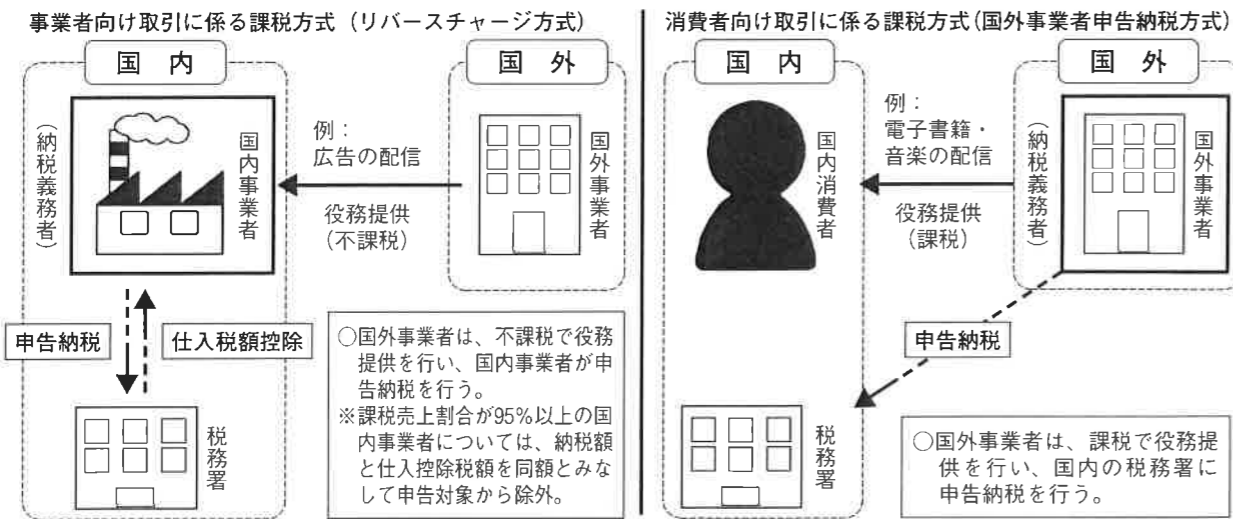
### ■適用時期

この改正は、平成27年10月1日以降行う課税資産の譲渡等および課税仕入れから適用されます。

## ■従前の消費税制度の課題



## ■改正後の課税方式のイメージ







### マイナンバー制度 雇用保険関係の取り扱い

10月より住民票の住所に個人番号(マイナンバー)の通知カードが送られます。企業においては今後、従業員等のマイナンバーを回収・管理していく必要があります。そこで今回はマイナンバー制度に関する雇用保険関係の取り扱いについて取り上げます。

マイナンバーは2016年1月より順次利用が始まりますが、雇用保険業務においては、被保険者の資格取得や確認、給付などに利用されることになっています。具体的に、企業がマイナンバーを記入の上、提出する必要がある手続きは以下の通りとなります。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
- ③高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高齢雇用継続給付申請書※
- ④育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書※
- ⑤介護休業給付金支給申請書※

※の申請書については、企業の方が提出する場合は、労使間で協定を締結することが必要です。

雇用保険業務では、2016年1月1日からの届出分よりマイナンバーを記載してハローワークに提出することになります。例えば雇用保険被保険者資格取得届の提出を行う際には、マイナンバーが必要となります。企業においては、従業員のマイナンバーを収集するにあたり、マイナンバーと身元(実存)の確認が求められますので、従業員には個人番号カードまたは通知カードと運転免許証などの写真付き身分証明書をもってきてもらう必要があります。企業としては入社手続きの案内等に個人番号カード等の追記を行い、スムーズに手続きが行えるようにしておきましょう。

厚生労働省はマイナンバー制度に関する雇用保険関係の情報を公表しています。詳細は厚労省HP  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

厚生労働省は、いわゆる「ブラック企業」の対策を強化するため、違法な長時間労働を繰り返す大企業について、企業名公表の基準を示しました。

これは長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すためのものであり、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表するとしています。

### 「ブラック企業」の社名公表 厚労省が対象の基準を示す

具体的には、「複数の都道府県に事業場を有している企業」であって「中小企業に該当しないもの」。

- ・ 違法な長時間労働について
- ・ 具体的には、労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、1ヶ月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること
- ・ 相当数の労働者について
- ・ 具体的には、1ヶ所の事業場において、10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること
- ・ 一定期間内に複数の事業場で繰り返されている
- ・ 具体的には、概ね1年程度の期間に3ヶ所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること
- ・ 都道府県労働局長による指導・企業名公表は本年5月から既に開始されています。今回の取組みは影響力の大きい大企業を対象としたものになります。企業規模に関係なく、過重労働対策は重要な課題となっています。中小企業においても過重労働を防止するための具体的な対応が求められます。



### 社員旅行と福利厚生費

ひと昔前に比べると社員旅行を実施する会社はだいぶ減ってきましたが、一部では社員同士の連帯感やモチベーション向上を目的に社員旅行を復活する動きもあるようです。

会社が社員旅行の費用を負担した場合、その費用は通常「福利厚生費」として取り扱われ、損金算入が認められます。

ただし、社員旅行という名目であれば、すべて福利厚生費として取り扱われることが認められているわけではありませぬ。税務上、福利厚生費として認められるためには以下のよう要件が決められており、この要件に該当しなければ、社員に対する経済的利益を供与したと取り扱われ、給与等として課税されてしまうので注意が必要です。

②当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店で行う場合には、その工場、支店の従業員等)の50%以上であること。

■会社の負担費用  
ただし、前記の形式基準を満たしていても、会社負担費用が高額な、いわゆる豪華旅行と呼ばれるものについては福利厚生費として認められません。あくまでも、「社会通念上、一般的に行われていると認められる程度のものでなければなりません。

この金額について明確な規定はありませんが、国税不服審判所の判決を勘案すれば、一人当たり「10万円以内」であるかどうかが目安になるといわれています。

■その他の留意点  
また、役員だけで行う旅行、取引先に対する接待目的のための旅行、実質的に私的旅行と認められる旅行、金銭との選択が可能な旅行は社員旅行として認められないため注意しましょう。

### 10月の税務と労務

#### 一 税 務

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月13日
- ★8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…11月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月2日
- ★2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…11月2日

#### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…11月2日

### ビジネスのアイデア

ビジネスにおけるアイデアは、日常業務の中でちよつとした情報やきっかけで、それを膨らませて形になる場合が多いといわれます。時間をかけてアイデアを考へることも大切ですが、普段から回りにアンテナを張っておくとより効果的です。そして忘れがちなアイデアをピックアップし、それをその都度、メモに書き留めておくと、いつか画期的なアイデアにたどり着くかもしれません。▼その場ではとても良いアイデアと思っても、後で再びメモを見て冷静に

分析してみると、実に使えない「思いつき」であり、とても実行に移せないような内容である場合が多いのが現状です。実行に移せるようなアイデアなどごく稀で、使えないアイデアの方が圧倒的に多いものです。▼だからといって、アイデアを書き留めることを止めてしまつては、将来、形になりそうなビジネスの種も生まれてきません。それを分かった上で、面倒がらずに常に何とかしようとする人だけが、やがて画期的なアイデアにたどり着くのです。